

所有者コード

自動車税事務所使用欄

### 還付請求権譲渡通知書

H19.2

埼玉県自動車税事務所長 様

譲受人 郵便番号  -

住所

氏名

電話番号 ( )

私（譲渡人）は下記の過誤納還付金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を上記譲受人に平成 年 月 日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	税目	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所 沢 川 越	自動車税	平成	1 抹消 2 二重納付 3 減免 4 その他 ( )
<input type="text"/>	自動車取得税	年度	平成 年 月 日

譲渡人 住所

(納税義務者)

氏名

電話番号 ( )

実印

自税使用欄

住所

氏商

**注意事項（必ずお読みください）**

- この通知書を提出すると、上記の過誤納金等は譲受人に還付します。なお、還付金の通知書の発送は還付原因発生後40～80日後です。
- この通知書は譲渡人が内容を確認の上、必要事項を記入してください。
- 還付を受ける自動車登録番号は、登録地を○で囲み、かなの前の数字は左詰めで、かなの後の数字は右詰めで記入してください。
- 還付を受ける税目（自動車税・自動車取得税）を○で囲んでください。両税目の還付を受ける場合は税目ごとに1通ずつ作成してください。
- 還付を受ける税金の年度を記入してください。複数の年度の税金の還付を受ける場合には、年度ごとに1通ずつ作成してください。
- 還付の発生原因を○で囲み、発生年月日を記入してください。発生年月日は、抹消の場合は登録日、二重納付の場合は2回目の納付日です。
- 譲渡人は、個人・法人とも登録印(実印)を押印の上、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
- 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・登記事項証明書・住民票(発行後3か月以内のもの)等変更の事実が確認できる書類を添付してください。
- 納税義務者(個人)の死亡の場合は、納税義務者の除籍謄本(発行後3か月以内のもの)・遺産分割協議書等の相続権が確認できる書類を添付してください。
- この通知書を登録後1か月以内に提出する場合には、税申告書又は車検証の写しを添付していただくか、登録日をご教示ください。
- 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。

受付（支所）印

受付（本所）印

**提出期限**

還付の発生原因が抹消の場合は、抹消月の翌月5日（休日等の場合は翌開庁日）までに必着するよう提出してください。二重納付については、2回目の納付から7日以内（7日目が休日等の場合は翌開庁日）に必着するよう提出してください。

期限を過ぎると納税義務者に還付されます。

減免・課税保留・更正の場合は、申請書等に添付して提出してください。

**提出先**

埼玉県自動車税事務所	〒331-8580	さいたま市西区中釘2152	Tel 048(623)0225
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜ヶ原701-5	Tel 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	Tel 042(998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	Tel 048(763)4111

※ 郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市)あて送付してください。